

令和6年度第2回滋賀県契約審議会 議事概要

1 日時

令和6年2月6日（木） 15時00分～16時30分

2 場所

県庁本館4階 4-A会議室

3 出席委員

磯田委員、高坂委員、佐賀委員、鶴田委員、中田委員、廣川委員（50音順）
（欠席：土山委員、野村委員）

4 議事概要

（1）令和6年度契約状況実態調査の結果について

資料1に基づき事務局から説明を行った。

（質疑応答・意見等）

- | | |
|------|---|
| ○委員 | 調査対象の事業者数が、前年度から減少しているのはなぜか。 |
| ○事務局 | 物品・役務に係る入札参加資格者名簿の有効期間は2年間であり、令和6年度は更新の年度であったため。登録事業者数は、2年間に徐々に増えていく。 |
| ○委員 | 前年度から引き続き回答している事業者の割合などは、把握しているか。 |
| ○事務局 | 名簿の更新によって対象事業者には入替えがある。ただ、令和5年度に回答があった事業者のうち8割程度の事業者からは、令和6年度にも回答いただいている。 |
| ○委員 | 過年度には回答していたが、今年度は回答を控えた事業者がいるとすると、その理由が懸念される。 |
| ○事務局 | 設問数が多くなっていることもあり、御協力いただけない事業者は一定数ある。回答しやすい形に改善を図ってきているが、引き続き工夫していきたい。 |
| ○委員 | やはり回答する側としては、時間や手間がかからないものであれば協力しやすいだろう。どのように改善を図ったかについても、報告してほしい。 |
| ○委員 | 回答に要する時間等は、重要なポイントだと思う。事業者が回答しやすい形になるよう、引き続き取り組まれない。 |
| ○委員 | 「委託業務の成果物に県内企業の製品を使用したか」について、県内事業者における割合が低下しているが、理由は何か。 |
| ○事務局 | もともと回答数全体の母数が少なく、結果が大きく変動しやすい設問ではあるが、該当する場合を具体的にイメージしにくかったのではないかと考えており、来年度以降は設問を考えたい。 |

	他方で、条例においては、県の契約の相手方は、県産品の利用等によって地域経済の活性化に資するよう努めなければならないとしているところであり、今後、更に周知を図っていきたい。
○委 員	聞き方が難しいところだと思うが、使用したかどうかという結果ではなく、使用を要請等したかといった角度から聞くことも考えられる。
○事務局	工夫したい。
○委 員	県内製品等を使用しなかった理由も確認してはどうか。
○事務局	理由についても尋ねており、「必要とする製品には滋賀県内の事業者から調達できるものはなかった」「従来からの取引先が県内ではなかった」「県内か県外かは特に意識していない」といった回答が多くなっている。更に意識していただけるよう、周知を図っていきたい。
○委 員	6 ページの「契約金額の水準」において、「毎年の業務の場合、年々値下げして入札せざるを得ない」との意見がある。人件費や物価は上昇しており、一般にこうした感覚を持たれる社会情勢にないと思うが、このような意見が出る要因は何か。
○事務局	競争入札において落札できなかった事業者は、翌年度の入札では、入札金額を下げざるを得ない場合はあると思う。
○委 員	それは、人件費や物価の上昇分を確保できるような施策をとった上でのことか。
○事務局	例えば、工事の場合であれば、国の積算基準や労務単価に準拠した積算をしている。労務単価については、毎年度改正があり、直近の実勢価格に対応できているものと思っている。
○委 員	工事以外ではどうか。
○事務局	業務委託では、最低賃金や参考見積に基づき、十分に直近の実勢価格を反映して積算するよう周知している。
	昨年度の契約約5,800件のうち、予定価格超過等により入札が不調となったものは100件未満であり、予定価格は一定適正に算定されているものと考えている。
○委 員	積算に当たって、参考見積を取っているものは多いのか。
○事務局	件数までは把握していないが、参考見積を基に積算する場合や、前年度の単価に上昇率を乗じて積算する場合など、所管課によって積算の方法は様々である。
○委 員	積算の方法を統一する必要があるのかどうか。
○事務局	各所管課の判断に任せており、現在のところ、統一することは考えていない。
○委 員	統一する方がいいのか、考え方のベースを示すのがいいのか、今後の検討課題だと思う。
○委 員	本来、業務委託の場合における適正な価格というのは、県が直営で行った場合にかかる金額だと思う。

- 委員 予算要求は、物価の上昇等も見込んだ金額で行うのか。
- 事務局 上昇が想定されるものについては、それを見込んで予算要求している場合が多いと思う。
- 委員 例えば、道路工事の場合、物価上昇で予算が不足することになったときは、100メートルを90メートルに短縮するなどして発注することになるのか。
- 事務局 公共事業全体として予算の総枠は決まっているが、個別の工事については、その工事を適正に履行できる積算を行い、予定価格に反映させることになる。
- 委員 請求書を「電子メールでは提出していない」としている事業者の割合が多いが、どのように分析しているか。
- 事務局 県内事業者はほとんどが中小企業であり、電子化への対応が十分にできていない事業者も多いのではないかと。ただ、押印省略については、電子化とは関係なく、県の周知が十分ではなかった可能性もある。メールでの提出であれば、郵便代も不要になるというメリットもあるため、しっかりと周知を図っていきたい。
- 委員 会計管理局だけで全ての問題は解決しないと思うが、庁内での情報共有についてはどのようになっているか。
- 事務局 アンケート結果と今回いただいた意見について、推進委員会を通じて庁内での共有を図りたい。
- 委員 庁内で情報を共有し、同じ意識を持って取組みを進めてもらいたい。
- 委員 事業者からの意見に対して行った改善等があれば、積極的に発信してほしい。事業者のアンケート回答へのモチベーションになると思う。
- 事務局 入札期間の確保など、実際にいただいた意見を参考に改善を行った事項はあるが、事業者への発信は十分でないと思われるため、今後対応していきたい。
- 委員 前回の審議会においても、調査依頼時に、意見への対応状況を同封することで、事業者の回答数の増加につながるといった議論があったと思うが、どうなっているか。
- 事務局 今年度は、紙の同封ではなく、調査結果に係るホームページを案内することで対応した。まだ周知として十分でないと思われるため、次年度調査では、積極的に対応したい。
- 委員 全部を書くとなると量が多いので、トピックス的に主なものを2つ程度示すなどでも良いのではないかと。
- 事務局 電子調達システムに対する意見が複数見られたが、対応する所属はどこになるのか。
- 事務局 工事関係は土木交通部、物品・役務関係は会計管理局で所管している。システム改修となれば経費も要するため、工夫しながら、事業者に分かりやすいものとなるよう考えていきたい。

○委 員	欠席の委員からいただいている意見について、事務局から報告されたい。
○事務局	「数値の動きについては、状況の悪化を懸念させるようなものではなく、取組みを進めている状況が安定しているように思われる」 「他方、デジタル技術の活用による契約事務の負荷軽減については、改善の余地があるように思われる。自由意見欄の内容から生かせるところは生かしていただきたい」「逆に明らかになってきたのは、県内のとりわけ中小事業者のデジタルデバイドではないか。ユーザーサイドから見た利便性、県サイドから見た適正性・効率性をデジタル化について追求しつつ、中小事業者のデジタル対応が必要になるのではないかと思料する」との御意見をいただいている。 県としては、中小事業者への支援として、新たなシステムを導入する際には丁寧に説明するなど、商工観光労働部とも連携しながら対応を検討していきたいと考えている。
○委 員	使ってみたら簡単だったけれども、使う前には、どうしていいかわからないということはよくあると思う。県が積極的に説明会等を行うことで理解が進み、こうしたデジタルデバイドの解消につながるのではないかと。工夫しながら、進めていただきたい。

(2) 滋賀県の契約に関する取組方針の実施状況等について

資料2に基づき事務局から説明を行った。

(質疑応答・意見等)

○委 員	成果、効果の把握については、どのような状況か。
○事務局	1項目ごとに、成果、効果を評価することは難しいが、来年度において、取組方針全体としての成果等を検証し、その後に、取組方針の改正を検討したいと考えている。
○委 員	197項目という現在の数が適当かどうか。
○委 員	大きなことから小さなことまで入っている印象である。
○委 員	制定時点で、すでに実施済みの項目まで入っていたと思う。3年であれば、3年で何を重点的に行うのか、フェーズを考えて整理することが必要かもしれない。
○事務局	取組方針の方向性については、来年度の審議会において改めて御意見をいただきたいと考えている。
○委 員	土木交通部が発注する工事ではWTOの対象となるものがあり、この場合、入札参加者の資格については、その所在地を要件にはできないとされている。現在、県の入札では、総合評価方式により、技術提案と入札価格を評価して落札者が決定されているが、他府県では、県内企業であることについて、評価点の加算を行っているところがある。本県においても、同様の仕組みを検討いただきたい。
○事務局	WTOの趣旨からは、グレーゾーンに当たるおそれもあると思われる

る。こうした御意見があったことは、土木交通部に伝えさせていただく。

(3) その他

(質疑応答・意見等)

- | | |
|------|--|
| ○委員 | 労務費の価格転嫁はまだまだ不十分だと思っている。来年度の発注においては、より適正な価格での調達が進んでいくようお願いしておきたい。審議会で出た意見は、意見商工観光労働部をはじめ関係部局で情報を共有してほしい。 |
| ○委員 | 工事の場合、最低制限価格が設けられているが、物品の場合はどうか。 |
| ○事務局 | 物品については、法令上、最低制限価格を設けることはできない。業務委託では、庁舎管理業務など、必要があれば設けているものもある。 |
| ○委員 | 最低制限価格を設けていない場合、最も低い価格で入札した者が落札者となるのか。 |
| ○事務局 | 総合評価方式ではない一般競争入札であれば、そうである。 |
| ○委員 | 庁内において、最低制限価格や予定価格の積算をどうしているかという状況は把握できているか。対策を検討するに当たっては、まずは現状の確認が重要である。 |
| ○事務局 | 昨年度、各所属に対して、積算方法に関する調査を実施しており、その結果を見ると、参考見積を取っている、昨年度の契約実績に一定数を乗じているなどの回答が多くなっている。所属によって考え方は様々であるが、会計管理局からは、最新の実勢価格を基に積算するよう言っている。方法の選択肢を示し、各所属において適切な方法を選択してもらうのが良いのではないかと思う。現状の把握は一定できているものの、評価ができていない状況であり、今後更に検討が必要と考えている。 |

以上